

## 社会福祉法人 恭敬会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恭敬会（以下「当法人」という）定款第八条および第二一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員、及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めることを目的とする。

### (報酬等)

第2条 当法人の役員等の報酬は、無報酬とする。但し、役員等が、理事長の指示または理事会の委任を受け理事会、評議員会、監事業務又は評議員選任・解任委員会に出席した場合、交通費として次の額を支給する。

- |                         |        |
|-------------------------|--------|
| ① 小佐々町内、佐々町口石小学校区内      | 2,000円 |
| ② ①以外の佐世保市内、佐々町内（離島を除く） | 3,000円 |
| ③ 長崎市                   | 5,000円 |
| ④ 福岡市                   | 7,000円 |

### (費用の支給方法)

第3条 交通費の支給時期は、会議出席時とする。

2 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

### (兼務役員)

第4条 本法人の施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

### (改 廃)

第5条 本規程は、評議員会の議決を経て行う。

### 付 則

この規程は、平成29年6月11日より実施する

この規程は、平成30年4月1日より実施する